

要 旨

1 作成の背景及び現状・問題点

日本国憲法 14 条 1 項前段は「法の下」の「平等」を規定し、後段は「すべて国民は」「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、あらゆる差別を禁止する。これらの規定は、外国人にも類推適用されるとされており、すべての個人には、平等権と差別されない権利が保障される。

平等権は、不合理な取扱いをされない権利と理解されるべきであろう。また、差別とは、ある属性を持つだけで、その人格の価値をおとしめて評価し、否定的な感情を向けること、及びそうした評価や感情に基づく行為を指す。差別されない権利とは、そのような差別的評価・感情に基づく行為をされない権利と理解される。不合理な取扱いを受け、差別的評価・感情にさらされた人は、尊厳を否定される。個人の尊厳を等しく尊重されることは、人権の理念の根幹にある。すべての人が、差別されない権利を享受できるようにしなければならない。

このように、憲法は、平等権と差別されない権利を保障する。しかし、憲法が保障する権利は、原則として、個人が国家に対して行使できる権利とされ、企業、学校、民間の団体などには行使できない。また、差別の対象になりやすい属性は、憲法 14 条 1 項が列挙する属性に限られない。このため、平等権と差別されない権利を実現するには、国家以外の主体による不合理な取扱いと差別的行為にも適用され、また、憲法 14 条 1 項後段に列挙されない要素による差別をも禁じる法律である包括的反差別法が必要になる。

現在の日本法では、個別の法分野、個別の被差別属性ごとに差別を禁止する法律が制定されている。すなわち、労働分野については労働基準法 3 条が「労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」と定め、国籍・信条・社会的身分による差別を禁じている。労働分野での性差別については、労働基準法 4 条・男女雇用機会均等法が制定されている。

また、個別の被差別属性による差別を防止・禁止しようとする法律として、部落差別については部落差別解消法、障害者差別については障害者差別解消法、アイヌ差別についてはアイヌ施策推進法がある。これらの規定は、それぞれの法分野、それぞれの被差別属性の特性を踏まえたもので、差別されない権利の実現のために重要な意義を持っている。しかし、それらの実効性は限定的であり、かつ、差別はいま列挙された事由あるいは領域以外にも、様々な要素によって行われている実態がある。

諸外国では 1990 年代後半以降、人種や性別に加えて障害、年齢、性的指向等を対象とする包括的な差別禁止法制の整備が進んだ。また、2023 年には、国連が「包括的反差別法制定のための実践ガイド」を発表し、各国に差別を一般的に禁止するための法律の制定に取り組むよう促している。日本においても、差別されない権利を具体化し、個人が、あらゆる差別から守られるための法整備が必要である。

2 提言の内容

本提言は、**包括的反差別法の制定**を提言する。提言の具体的内容は、以下の通りである（以下、重要な論証や定義はゴシック体で強調する）。

第一に、**立法府・行政府・司法府・憲法解釈に関わる科学者たちは、国際人権法が差別解消のために形式的平等以外の多様な原理や権利を発展させてきたことを受けて、憲法 14 条 1 項の解釈を発展させ、反差別法の憲法的基盤を整備すべきである**。同項は、不合理な区別以外の国家による差別的行為（不合理な非区別・個別配慮の否定や差別的評価・感情に基づく行為など）も禁止しており、また、国家に私人による差別の解消のための積極的な措置（包括的反差別法の制定を含む）をとる義務を課している、と解釈すべきであろう。

第二に、**政府及び立法府は、国際人権法や憲法 14 条 1 項を基盤として、包括的反差別法案を作り、立法に取り組むべきである**。国会に法案提出権を持つ国会議員と内閣には、包括的反差別法の法案作成に取り組むことを要望する。包括的反差別法には、次の内容を盛り込むべきである。

まず、国家も私人も、いかなる属性についても法的権利等に関する不合理な区別・非区別・個別配慮の否定をしてはならず、差別的評価・感情に基づく行為もしてはならない旨の一般的抽象的な反差別規定を置くべきである。次に、特に差別を受けやすい保護属性については、それに基づく区別（保護属性区別）、その属性の者にのみ不利益が生じる一律扱い（保護属性限定不利益）を**原則禁止**し、合理的配慮の義務を規定し、保護属性に関するハラスメントが権利侵害であることを明確に規定すべきである。

最後に保護属性による区別の合理性は、それを行う者に合理性の立証責任を課した上で、それぞれの類の特性に応じた厳しい基準で判断されるべきである。

第三に、包括的反差別法には、**救済の実効性の確保と教育・啓発活動の充実のための施策の規定**が必要である。具体的には、証拠開示の促進、特に保護属性区別が行われた場合の立証責任の転換、国・自治体・事業者の相談窓口の確保義務、国・自治体・事業者における教育・啓発活動の充実、救済に当たる機関の能力充実のための規定、各種の場面における当事者参加原則の明記を行うべきであろう。さらに、これらの規定を実現するには、当然、財源の確保が必要であり、救済の実効性確保規定は十分な財源確保の要請を含むものと理解すべきである。

第四に、包括的反差別法には、**パリ原則に従った政府から独立した国内人権機関の設立**を明記する。

第五に、包括的反差別法には、**国・自治体等が包括的反差別基本計画を策定する義務を負う**ことを明記し、計画の必要項目、見直しのサイクルなどの規定も盛り込む。

第六に、**立法府は、差別的立法を即座に改正するとともに、差別的立法を適時・適切に見直す体制を構築する（立法における反差別の主流化と呼ばれる）**。この点についても、国会に法案提出権を持つ国会議員と内閣には、積極的に包括的反差別法の法案作成に取り組むことを求める。